

総合型地域スポーツクラブ東京都協議会登録更新審査細則

(総則)

第1条 本細則は、総合型地域スポーツクラブ東京都協議会登録規程第7条に基づき、総合型地域スポーツクラブ東京都協議会（以下「都協議会」という。）が実施する登録更新審査に関することについて定める。

(登録審査委員会)

第2条 登録更新審査は、都協議会登録審査細則第2条に定める登録審査委員会において行う。

(登録更新審査方法)

第3条 登録更新審査委員会は、登録更新審査として、書類審査及び実地審査を行う。
ただし、登録審査委員会の判断で、実地審査を省略することができる。

2 登録更新審査は、年度ごとに行う。

3 書類審査は、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）から提出を受けた以下の申請書類①から⑨を基に行う。また、申請書類⑩として、都協議会が別に定める書類の提出を総合型クラブに求めることができる。なお、申請書類⑩の提出を求めた場合、当該書類も含め書類審査を行うことができる。

申請書類①. 登録基準確認用紙

申請書類②. 基礎情報書類（総合型クラブ概要等）

申請書類③. 緊急時の連絡体制図

※前回提出以降、変更がある場合のみ提出

申請書類④. 規約・会則・定款等

※前回提出以降、変更がある場合のみ提出

申請書類⑤. 総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算

申請書類⑥. 総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算

申請書類⑦. 総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果

申請書類⑧. 上記⑤及び⑥を議決した総会・理事会・運営委員会のうち最上位の意思決定機関の議事録

申請書類⑨. スポーツガバナンスウェブサイトを用いた自己説明・公表確認書

申請書類⑩. 所存する区市町村を通じて、東京都へ提出している総合型クラブ設立の「届出」の写し

4 実地審査は、原則として総合型クラブの代表者及び、その他1名以上の当該クラブの実務を管理する者（クラブマネジャー等）が立会いの下、前項により当該クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために登録審査委員を含む2名以上が実施する。

(登録更新審査結果の報告)

第4条 登録審査委員会は、前条による登録更新審査結果を審査実施当該年度の1月末日までに別に定める様式により都協議会に提出するものとする。

(改定)

第5条 本細則は、都協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附則（令和2年3月16日）

- 1 本細則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条第3項については、令和5年3月末日までの間は、審査方法を形式審査とする。

附則（令和3年3月4日）

- 1 附則第1条中「令和3年4月1日」を「令和4年4月1日」に変更する。

附則（令和4年3月2日）

- 1 本細則は、令和4年3月2日に改定し、令和4年4月1日に施行する。

附則（令和4年7月19日）

- 1 令和4年7月19日に第4条を改定。この改定は、令和4年7月19日から施行する。

附則（令和6年4月1日）

- 1 令和6年4月1日に第1条を改正(文言整理)し、令和6年4月1日から施行する。

附則（令和7年9月16日）

- 1 令和7年9月16日に第3条を改定。この改定は、令和7年9月16日から施行する。